

2022年8月10日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会 社 名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

マイルストーンマネジメントからの通知書(4)の受領に関するお知らせ

当社は、2022年8月4日付け「マイルストーンマネジメントの提出した大規模買付行為等趣旨説明書に関する訂正文書受領等及び同社に対する要請のお知らせ」及び同年8月8日付け「当社株式の大規模買付行為等に係る情報リスト交付に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、同年8月4日に、マイルストーンマネジメント株式会社（以下「マイルストーンマネジメント」といいます。）に対し、マイルストーンマネジメントがリ・ジェネレーション株式会社（以下「リ・ジェネレーション」といいます。）及び布山高士氏（以下「布山氏」といいます。）との関係で、同一の「特定株主グループ」¹に該当「しない」ことが、2022年6月29日開催の第61期定時株主総会において承認された「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」（以下「本対応方針」といいます。）所定の手続を通じて客観的且つ合理的に立証されるまでの間は、当社株式の追加取得を行わないよう要請（以下「本要請」といいます。）し、また、同年8月8日に、マイルストーンマネジメントに対し、同社の大規模買付行為等に対する当社株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び当社独立委員会の評価・検討等のために必要と考えられる情報の提供を要請する「情報リスト」（以下「情報リスト」といいます。）を交付いたしました。

当該要請に関して、当社は、本日に、マイルストーンマネジメントより、情報リストの受領及び本要請に関する2022年8月9日付け「通知書(4)」（以下「通知書(4)」といいます。）を受領いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社がマイルストーンマネジメントから受領した「通知書(4)」については、インターネ

¹ 本対応方針における「特定株主グループ」とは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）並びに(iii) 上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）を意味するものとされております。

ット上の当社ウェブサイト (<http://www.nagahori.co.jp/>) に掲載いたします。

通知書(4)において、マイルストーンマネジメントは、①マイルストーンマネジメントの代表取締役である島崎紀子氏が、太洋物産株式会社（東京証券取引所スタンダード市場上場）の2021年9月30日時点の第10位株主（持株割合2.3%）である「島崎紀子氏」と同一人物であること、及び、②マイルストーンマネジメントは、当社取締役会が懸念している事由（マイルストーンマネジメントがリ・ジェネレーション又は布山氏との間で「特定株主グループ」に該当すること等）が存在しないことを理解するまでに必要であると考えられる合理的期間は、当社株式の追加取得は行わない方針であること等が記載されております。

マイルストーンマネジメントによれば、情報リストについて検討の上、速やかに回答することであり、当社としては、通知書(4)の内容を含めて、検討を進めて参ります。その上で、マイルストーンマネジメントから提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために必要不十分であると合理的に判断する場合には、マイルストーンマネジメントに対し、必要な情報の追加提供を要請することがあります。

このため、株主の皆様におかれましては、引き続き、今後の当社からの情報開示にご留意いただきたく、お願い申し上げます。

以 上